

介護保険サービス利用料の変更について

平素より当施設の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび当施設では、介護職員の処遇改善およびサービス提供体制の充実(介護福祉士比率の増加)に伴い、令和8年4月および6月より、介護保険サービスに係る加算算定及びご利用料金に変更となります。本内容及び別添料金表をご確認ください。請求書送付先の皆様には同意書を郵送いたします。お手数ですがご署名のうえ、返信用封筒にて令和8年3月末までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

1 令和8年4月から

以下の加算区分を変更いたします。

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ):4.7% → 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ):5.1%
 - ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ):6単位/日 → サービス提供体制強化加算(Ⅱ):18単位/日
- これに伴い、ご請求金額が月額 約500円～700円程度(負担割合1割の場合)増額いたします。

2 令和8年6月から

国の報酬改定(総合経済対策)により以下の加算率が変わります。

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 5.1% → 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 6.6%
- これに伴い、ご請求金額が4月からの増額に加え、月額 約350円～650円程度(負担割合1割の場合)増額いたします。

※実際の金額は、要介護度や利用状況等により異なる場合があります。

これらの加算は、主に以下の取り組みに活用されます。

- ・ 介護職員の賃金改善
- ・ 介護福祉士等の専門職の配置強化
- ・ 研修体制の充実
- ・ 安定した職員体制の確保

当施設では、今後も安心してご利用いただける環境づくりと、より質の高い介護サービスの提供に努めてまいります。ご不明な点がございましたら、ソーシャルワーカーまでお気軽にお尋ねください。今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まこと介護医療院
院長 柴田和男
TEL:052-878-9811